

川崎区地域包括ケアシステムキャラクター「ちけあ丸」イラスト使用承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区地域包括ケアシステムキャラクター「ちけあ丸」のイラスト（以下「イラスト」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2条 イラストを使用しようとする者は、あらかじめイラスト使用承認申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、川崎区長（以下「区長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 川崎市が業務に関し使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他、区長が認めた場合

2 前項に規定する申請書は、使用希望日の10日前までに提出するものとする。

(使用の承認・不承認)

第3条 区長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、イラストの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政党、政治、宗教活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 川崎区（以下「区」という。）の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) 区が行う事業、又は区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じるおそれがある場合
- (7) 不適切な媒体等での利用やずさんな改変等により、キャラクターのイメージを損なう恐れがある場合
- (8) その他、区長が適当でないとする場合

2 区長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、イラスト使用承認・不承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第4条 イラストの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。
- (3) 商品等は、完成後、速やかに区長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真等の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。
- (4) 使用の承認期間は、1年を超えることができないものとする。

(イラストの使用料)

第5条 原則として無料とする。

(申請・届出内容の変更)

第6条 使用者が申請内容を変更する場合、あらかじめ申請書を区長に提出し、改めて承認を受けるものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 区長は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められる場合は、イラストの使用承認を取消することができる。

- 2 区長は、承認を取消されたことにより生じる損害について、賠償する責任を一切負わない。

(差止請求等)

第8条 区長は、キャラクターの著作権を侵害又は侵害するおそれがある場合において、必要と認めるときは、著作権法112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条各号及び前条に該当する場合等において、これにより区に損害が生じた場合は、その損害の賠償を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。